

# 平成30年度第1回山形県入札監視委員会審議事項の概要

- 1 開催日時 平成30年7月25日（水）午前9時～11時45分
- 2 会 場 山形県庁1602会議室
- 3 出席委員 委員5名（是川委員長、青柳委員、梅津委員、大泉委員、兼子委員）
- 4 県出席者 県土整備部整備推進監、関係部局職員など計32名

## 5 審議事項の概要

(1) 抽出事案の審議について（対象期間：平成29年10月1日～平成30年3月31日）

### ① 抽出事案1

平成29年度（債務負担行為）街路整備事業（社会資本整備総合交付金）  
3・4・5赤湯停車場線花見橋上部工製作・架設工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／置賜総合支庁建設部道路計画課】

委員	低入札価格調査を行った上で、下請施工を予定している場合に締結してはならないとされている「下請代金の75%を下回る下請契約」はなかったということによいか。
県	調査票を提出していただき、75%を下回るものはないことを確認している。
委員	下請業者は、下請計画どおり当初の6者で変更はないことによいか。
県	変更はない。
委員	低入札価格調査において、下請予定業者と異なる相手方との下請契約を締結してはならないが、「あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く」とあり、この「承認」とは、いつの時点で承認を受けた場合か御教示いただきたい。
県	現場の状況等を考えた場合、当初の契約内容を変更しなければならぬ場合も多々生じ、それが下請会社の工事の数量等に影響する場合、あらかじめ協議して承認することとなる。
委員	ナット等の部材を安価で購入していることが間違いなことを御確認いただいているか。
県	ナット等は安価で購入することを確認しているが、主な資材については、県の積算に対し100%計上されており、全体的にも本工事費については95%程度と高い比率になっているため、十分に現場の方は施工できると判断している。

委員	<p>県内に特殊工事を行う業者は基本的にいないのか。</p> <p>また、どの程度の規模の工事が県内で行われているのか。</p> <p>1者のみではなく、何者かからの応札はある状況なのか。</p>
県	<p>県内で自社工場を持つ業者は1者あり、元請2者程度はいると把握している。</p> <p>県内での同規模の案件は、平成29年度は当該1件のみ。</p> <p>なお、平成28年度に1件あったが、5者の応札があり、県外の共同企業体が受注している。また、平成28年度に小さい橋梁の架け替えではあるが1件あり、6者応札で、5者辞退ではあったが、地元業者が落札している。</p> <p>応札者が1者であった理由については、業者側の都合等があると思われるが、確認はできていない。</p>
委員	<p>県内で2者程度実績のある業者がいるということで、県内でも応札することは可能であるのか。</p>
県	<p>過去の橋梁上部工製作架設工事に県内業者が特定共同企業体の代表者以外の構成員として2者参加されていたことがあったと把握している。</p>
委員	<p>加算点における施工計画の架設時の安全管理の点数が0点であるのが心配であるが、配慮が足りない部分が見られたためか。</p>
県	<p>加点は、特に優れた工夫が見られた場合に行うもので、より安全な提案を求めているものであるため、問題はない。</p>
委員	<p>低入札価格調査において、積算のどのような項目に差異があって、どのような検証をしたのか教えていただきたい。</p>
県	<p>一般管理費の中には会社の利益の大部分が含まれており、企業努力をされていると判断している。</p>
委員	<p>具体的な差異を確認されたわけではないのか。</p>
県	<p>一般管理費の内訳表を提出いただいて確認をしており、役員賞与や内部保留金あたりを抑えているものと思われる。</p>
委員	<p>労務単価の設定について、労務単価は県の単価であるのか、全国共通であるのか。</p>
県	<p>労務単価も国に従って設定しており、公表もされているので差異のないところで積算されている。</p>
委員	<p>県の積算が比較的落札業者より高い状況であるが、県の積算は、県独自の数字なのか、それとも全国共通的な数字なのか。</p>
県	<p>国の積算基準に従っている。</p>
委員	<p>低価格での入札であるが、県の積算が高いわけではないのか。</p>
県	<p>県の積算が高いという認識はない。</p>
委員	<p>県外の業者が落札しており、県で発注したものをなるべく県内業者に受注してもらいたいが、今後何か考えはあるのか。</p>

県	<p>橋梁製作架設工事については、県内でメインにできる業者はいない状況であり、共同企業体（JV）が参加する状況である。</p> <p>JVの代表者は、品質を確保する観点から、より厳しい条件としており、代表者以外はなるべく県内業者も経験を積めるよう条件を緩くしているが、代表者が県内業者であることは厳しい状況である。</p>
委員	<p>低入札価格調査該当で、調査の結果問題はなかったものだが、この金額でも落札したいという理由があったのか。</p>
県	<p>本来のところはわからないが、そうであると思われる。</p>

## ② 抽出事案 2

平成 28 年度（明許）山形県農業総合研究センター水稻原々種等専用乾燥調製・貯蔵施設新築（建築）工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／村山総合支庁建設部建築課】

委員	<p>入札に 2 者参加されており、評価点に 8 点の差があるが、その差に間違いはないか、また、その差の内容について説明をお願いしたい。</p>
県	<p>評価点の 8 点の差については間違いはない。</p> <p>評価点に差がついたのは、地域貢献度の有無と配置予定技術者の能力の施工経験等の有無で点数の差が出たことによる。</p>
委員	<p>それほど複雑な建築工事ではないものだが、それに対し、この程度の高い技術力を求めることは必要なのか。</p>
県	<p>企業の経験や能力、技術者の配置などについて、過去の実績を踏まえ、発注者側としては考慮している。</p>
委員	<p>参加業者間で総合点数の主観点に差があるのは、更新するまで実績を積み、点数は上がることになるのか、また、違反や事故があると 0 点になってしまうのか。</p> <p>また、評価点の加点にも影響するものなのか。</p>
県	<p>主観点は、2 年に 1 度の入札参加資格者名簿の登録のときに更新され、2 年間継続されるものである。</p> <p>また、入札の参加や評価点の加点に影響はないものである。</p>
委員	<p>資料として、入札調書に、技術者の能力の点数が記載されているとわかりやすい。</p>
委員	<p>追加変更工事において、電気設備工事を別途契約することになった理由は何か。一体で発注すれば、もっと安価な金額で契約できたのではないか。</p>
県	<p>基本設計図の平面図により、精選プラント及び乾燥機 1～3 の設備工事を別途発注としたことを説明</p>

	建築一式工事と設備工事を分けて発注するのが一般的であると考えている。
委員	変更契約の金額の妥当性については、どのように確認されているのか。
県	契約相手方から変更の増額分の見積りをいただき、県側と協議を重ね、変更を決定している。
委員	変更契約の理由として、現場であるセンターからの要望とあったが、建築の設計段階でセンターとしっかり打合せをしていれば防げたのではないかと思うが、どのようにお考えか。
県	設計と工事を1年間で終わさなければならぬという非常に厳しいスケジュールであり、設計段階でセンター側からの要望を受けたが、工事が進んでいく中で変更を要する部分が発生し、今回の工事については設計変更をせざるを得なかった。
委員	今後に生かしていただきたい。 県としては、若手の人材育成も非常に重要ということで、このことについて県土整備部ではどのようにお考えか。
県	県では、平成27年度から総合評価の中に若手技術者評価型（簡易Ⅱ型）として、若手技術者を配置した場合に評価をする方式を試行している。40歳未満の若い技術者を配置した場合に加点して、経験値ではなく、まずトライしていただき、次の工事の経験に繋がるよう、県の発注工事の1割程度を当て、若手技術者がチャレンジする機会として試行している。

### ③ 抽出事案3

平成29年度寒河江南部地区用排水施設等整備事業第1工区工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／村山総合支庁西村山地域振興局  
西村山農村整備課】

委員	1者入札であるが、今回の応札業者は、今までも応札されているのか。
県	過去の工事としては、平成26年度に1件、28年度に1件あった。今回の受注業者は、28年度に応札されているが、結果としては他者が受注している。
委員	事業の負担割合に、「地元2%」とあるが、これは土地改良区なのか、それとも町内会あたりまで含まれるのか。
県	地元2%は、受益者（農家の方々）が負担することになっており、土地改良区が代表してお金を徴収し、県に納めることになっている。
委員	契約の変更が起きているが、着工前に測量等の工事もあった

	のか。
県	<p>測量設計業務については、採択後直ちに行われており、工事の発注までに年数が経過しているため、その間も水を流しており土砂の堆積量が増加しているものである。</p> <p>もう1点、地山の湧水量について、工事期間中の地表部の雨の量は判断ができないため、発注時点で湧水量の把握は困難である。</p>
委員	入札に関する留意事項に、「地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更」とあるが、説明をお願いしたい。
県	農林水産省の補助事業になっており、平成24年度の補正予算以降に可能となったもの。震災以降でもあるため、作業員を確保できず、遠方から確保せざるを得ない場合に、当該労務者の宿泊場所が必要となるため、その費用を変更して負担することができる試行工事として指定されているものである。
委員	なぜ「留意事項」としなければならないのか。
県	当事業には対象工事のルールがあり、土地改良工事積算基準書を使う工事が対象とされているためである。
委員	当初6者の申請から、1者のみの応札結果となっているが、過去の実績はどのようになっているか。
県	平成26年度の工事では、入札参加申請者4者あり、結果応札は1者、また、平成28年度の工事では、6者の申請があり、4者が応札している。今回は26年度と同様の結果となっている。
委員	金額の変更に関し、応札されてから測量をしているが、測量関係の積算はどこに記載されているか。
県	<p>測量は、地区の採択後、県の発注として一旦実施している。</p> <p>変更の積算としては、間接工事費の共通仮設費の経費となっている。</p>
委員	減額の変更をしているが、工事内容の変更について、また、変更金額の妥当性について、どのように確認されているのか。
県	湧水量の排水については、確認をすることができるポイントで発注側が把握し、稼働状況についても監督職員の確認の記録をもとに変更を行い、土砂の排除については、搬出量の確認がとれるため、その確認のもとで変更を行っている。
委員	6者の申請のうち、5者が辞退をした理由は確認しているか。
県	確認するルールはないが、業者側で配置できる技術者は限られているため、複数の工事に申請した結果ではないかと思われる。
委員	田んぼのもっと近いところに直接取水口を作った方が早いのではないかと思うが、技術的に無理なのか。

県	近いところの河川から水を取るためにはポンプが必要となり、電気料が農家の負担になるため、その負担を軽減するために自然の力のみで水が取れるところとしたものである。
---	---

④ 抽出事案 4

債務負担行為工事 朝日川第一発電所土木建築工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／企業局電気事業課】

委員	1者応札の入札となっており、総合評価が活かされていないようにも思えるが、なぜ1者なのか理由は持ち合わせているか。
県	入札参加資格について調査した結果、41者ほど資格があると見込んでいたが、技術者配置の都合等の理由ではないかと推察している。
委員	非常に金額が大きいと、手を挙げにくいことがあるのか。
県	JVは実施できるだろうと見込んでいた。
委員	分割して発注することはできなかったのか。
県	発電所の機能上、また、基礎や建屋の施工上密接な関係があることから、一括工事とした。
委員	他の業者との比較ができないところだが、加点の状況は一般的と理解してよろしいか。
県	妥当な加点である。

⑤ 抽出事案 5

平成 29 年度（0 交債）道路施設長寿命化対策事業（交付金・国道点検）  
外西置賜地域振興局管内橋梁定期点検・診断業務委託

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／  
置賜総合支庁西置賜地域振興局西置賜道路計画課】

委員	平成27～29年度まで、同じような業者が入札に参加されている状況なのか。
県	平成29年度の繰越事業であり、昨年度も違う業者が行っている。
委員	業者の積算能力が高いのか、応札した3者とも近似の価格で入札されているが、何か考えはあるか。
県	公表している資料から、予定価格に近い積算が可能と考える。
委員	地元企業を育てていくということであるが、設計共同体協定書の「分担業務等」において、分担の割合は自由に設定できるものなのか。
県	地元業者も各業務において20%以上は確保できるよう分担を

	している。
委員	応札業者の中で、技術面からも参加できる県内業者があるのか。
県	以前、同様の橋梁点検の実績があることから、専門領域企業と判断され参加できる県内業者もおり、今後も実績を踏んで増えていくものと思われる。
委員	共同設計の場合、業者は毎回いろいろな組合せで応札されているのか。
県	共同設計の業者については、診断に精通した企業が、いろんな違うパターンで組み合わせてあり、県内企業が増えていくものと思われる。
委員	県内の企業同士で組める数が増えて、これは継続されていくことになるのか。
県	継続されていくことになる。

#### ⑥ 抽出事案 6

平成 29 年度月光川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業実施設計業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／庄内総合支庁産業経済部農村整備課】

委員	2 回入札を行っており、1 回目に応札した業者も 2 回目の入札では辞退され、最終的に 1 者のみの応札であったが、他の応札者はどう考えたのか。
県	各企業の考え方により、利益や技術者の配置等の事情を考慮の上で、入札金額を設定していると思うが、その結果企業の方針と合わなかったものとする。
委員	積算は比較的正確な業者が多い現状であるが、今回は金額がバラバラな上に、高めの金額であり、なぜ予定価格が高く積算されてしまったのか。
県	基本的に農林水産省の歩掛りを使って積算をするが、当該水管理システムの業務は、農林水産省の歩掛りがないものであるため、業者から見積りを徴取して積算しており、積算のしにくい業務であるため、高めに設定されたものとする。
委員	概要説明の中で、第 1 回目の契約変更は、今年雪が多いため期間変更であったが、第 2 回目の増額変更の理由を再度教えていただきたい。
県	水管理システムの 3 箇所非常用電源について、当初はあまり劣化していないと判断されたが、現場でさらに調査をしたところ、非常用電源も交換が必要と判断され、追加変更したもの

	<p>である。</p> <p>もっと事前に調査して、当初から入れておくべきものであったと考えている。</p>
委員	増額の金額の適正さについてはどのように確認しているか。
県	当初の設計と同様、業者から見積りを徴取して算定し、請負比率を乗じて変更金額を決定している。
委員	地理的条件で、宮城県を含めた理由は何か。
県	実績のある業者を指名しており、金額からすると12者程度の指名が必要となるものだが、県内に絞ると12者の確保ができなかったため、宮城県を含めた。
委員	近隣の県であれば、遊佐町近くに秋田県もあるが、宮城県を含めた理由は何か。
県	宮城県を含めることで、大手の業者をほぼ網羅できることから、宮城県を含めることとした。
委員	<p>豪雪を理由に契約期間を延長しているが、業務的には「12/21～3/26までの履行期間」となっており、内容的には雪があっても遂行できるものではなかったのか。</p> <p>発注時期（12月）をもっと早めることはできなかったのか。</p>
県	<p>農業用水利施設は、田んぼの真ん中に設置されており、雪が降ると除雪しなければ現地調査ができないものであった。</p> <p>実施時期は、平成29年度に採択され、法定手続が8月頃に終わり、その後着手となるが、事前準備もあったため、この時期の発注となったものである。</p>
委員	最初から雪が想定される時期の発注となってしまったということか。
県	現地の例年の積雪では調査に支障がないと考えて業務委託を発注したが、今冬の想定外の積雪で現地調査ができなかった。

#### 4 その他 特になし